



平成 29 年 4 月 11 日

各 位

会 社 名 D C M ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員
久 田 宗 弘
(コード 3050 東証1部)
問 合 せ 先 取締役執行役員総務・人事統括部長
清 水 敏 光
(TEL 03 - 5764 - 5211)

取締役向け業績連動型株式報酬制度導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 11 日開催の取締役会において、当社及び子会社 3 社（DCMカーマ株式会社、DCMダイキ株式会社、DCMホームマック株式会社。以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）のいずれかの取締役（社外取締役及び国内非居住者、当社及び当社の連結子会社のいずれの会社においても業務執行を行っていない者を除く。以下同じ。以下「対象取締役」という。）を対象に、新たなインセンティブプランとして、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することにつき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本制度の導入については、平成 29 年 5 月開催予定の第 11 期定時株主総会に付議します。

また、同様に対象子会社は、本制度導入に関する議案を平成 29 年 5 月に実施予定の各対象子会社の株主総会に諮ることといたします（当社及び各対象子会社の株主総会を以下「本株主総会」という。）。

なお、本制度の導入は、対象会社ごとに、本株主総会において承認を得ることを条件といたします。

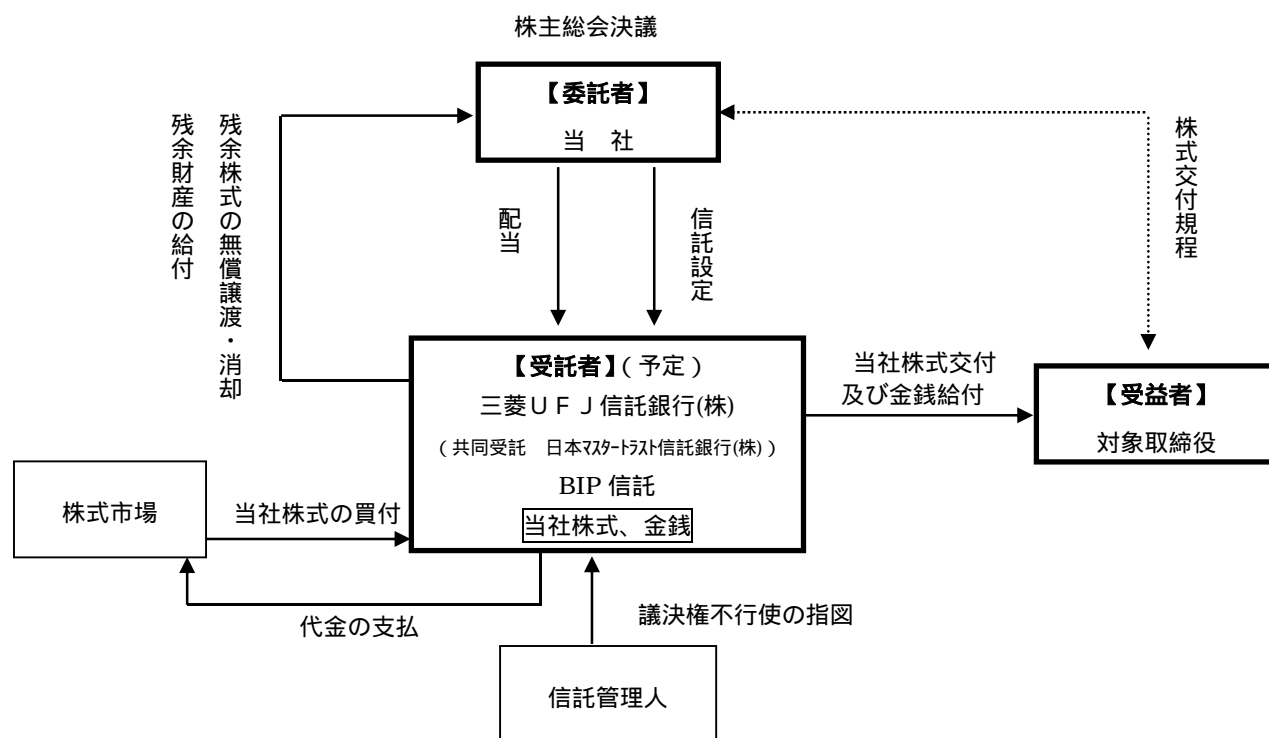
記

1. 本制度導入の目的

(1) 当社は、本日別途公表いたしました中期経営計画の達成に向けたインセンティブ付け、対象取締役の当社グループの持続的な成長への貢献意欲を高めること、及び株主の皆様と利害を共有することを目的として、業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、本制度を導入いたします。

(2) 本制度を導入するにあたり、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用いたします。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであり、B I P 信託により取得した当社株式及び換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を業績目標の達成度等に応じて対象取締役に交付及び給付（以下「交付等」という。）するものです。

2. BIP信託の仕組み



各対象会社は本制度の導入に関して、それぞれ本株主総会において役員報酬に係る必要な決議を得ます。

各対象会社は本制度の導入に関して、それぞれの取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。

対象子会社は、それぞれの本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を当社に拠出し、当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、の当社の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社取締役に対する報酬の原資となる金銭を合せて信託し、受益者要件を充足する対象取締役を受益者とする信託（本信託）を設定します。

受託者（本信託）は、信託管理人の指図に従い、で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、の当社の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、対象会社ごとに拠出した金額に応じて、対象会社ごとに勘定を分けて管理されます。

本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託期間中、対象取締役の基本報酬額及び中期経営計画の業績達成度に応じ対象取締役に一定のポイント数が付与され、当該ポイントを累積します。対象取締役の退任時に、一定の受益者要件を満たす対象取締役に対して、当該ポイントに応じて当社株式等の交付等が行われます。

信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信

託契約の変更延長及び追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、取締役会決議によりその消却を行う予定です。本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金金額を超過する部分については、対象会社及び対象取締役と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する対象取締役への当社株式の交付により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、対象会社(対象子会社は当社を通じて)は、対象取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託する可能性があります。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、平成30年2月末日で終了する事業年度から平成32年2月末日で終了する事業年度までの連続する3事業年度(下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。)を対象として、対象取締役の基本報酬額及び中期経営計画の業績達成度に応じポイントを付与しそれを累積し、対象取締役が対象会社のいずれの取締役も退任する際に、累積ポイント数に基づいて算出される当社株式等について役員報酬として交付等を行うインセンティブプランです。

(2) 本制度の導入に係る本株主総会決議

対象会社は、本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限及び対象取締役に付与することができる1事業年度あたりに付与されるポイント数の総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、信託期間の延長を行う場合(下記(4)参照。)は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時において信託契約の変更延長及び追加信託を行うことを取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者(受益者要件)

対象取締役は、退任(死亡により退任する場合を含む。以下同じ。)後、以下の受益者要件を充足していることを条件に、株式交付ポイント(下記(5)に定める。)に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けるものとします。

受益者要件は以下のとおりとなります。

対象期間中に対象取締役であること(対象期間中新たに対象取締役になった者を含む。)

在任期間が1年以上(1)であること

対象会社いずれの取締役も退任をしていること、又は海外赴任により国内非居住者となること

解任等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと
本人確認書類その他信託契約及び株式交付規程に定める書類を同規程の定める日までに会社に提出すること
その他本株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件で信託契約又は株式交付規程に定めるもの

(1)退任日の直前の6月1日もしくは就任日いずれか遅い日から、退任日が属する月の月末までの間で判定します。

(4) 信託期間

ア 当初の信託期間

本制度に基づき設定する本信託の信託期間は、平成29年7月3日(予定)から平成32年7月末日(予定)までの約3年間とします。

イ 本信託の延長

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加信託を行うことにより、本制度と同種の株式報酬制度として本信託を延長することがあります。その場合、さらに3年間本信託の信託期間を延長し、対象子会社は、延長された信託期間ごとに、対象子会社の本株主総会で承認決議を得た信託金上限の範囲内で金銭を当社に追加拠出し、当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、当社の本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で当社取締役に対する報酬の原資となる金銭を合わせて信託し、各対象会社は、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

ウ 本信託の終了の取扱い

信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある対象取締役が在任している場合には、その時点で保有するポイント相当の当社株式等の交付等を行い、本信託を終了させることとします。

(5) 対象取締役に交付等が行われる当社株式等

対象取締役に、株式交付規程に基づき、信託期間中、基本報酬額に応じて定めるポイントが付与され、対象期間の終了直後に、付与されたポイントを累積したものを以下の算定式に従って業績連動ポイントとして算出致します。対象取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、株式交付ポイント(2)に基づき定まります。なお、1ポイント=当社

株式1株とし、本信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

(業績連動ポイントの算定式)

対象期間中の累積ポイント(3)×業績連動係数(4)

(株式交付ポイント)(2)

受益者要件充足時点における業績連動ポイントの合計

(3)信託期間中、毎年5月1日に対象取締役の基本報酬額に応じて付与されていた株式交付規程に定めるポイントの累積値

(4)対象期間中の中期経営計画の達成度に基づく業績連動係数

業績達成度を評価する指標は、連結売上高、連結経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益(以下、「連結当期純利益」という。)等とします。業績達成度に応じて0~150%の範囲内で変動します。

中期経営計画最終年度の連結当期純利益が中期経営計画開始直前の事業年度の連結当期純利益を下回る場合、業績連動係数は0とします。

(6)取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

(3)の受益者要件を充足した対象取締役は、当社及び対象子会社いずれの取締役も退任した時点における株式交付ポイント相当の株式数の50%(単元株式数未滿は切り捨て)相当数の当社株式の交付を受け、また、残りの当社株式については本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(7)本信託に拠出される信託金の予定額及び1事業年度当たりの付与ポイント総数の上限

当社が、信託期間中に本信託へ拠出する信託金の金額及び本信託における取得株式数の合計株数は、本株主総会決議において承認されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

本信託に拠出する信託金の上限額の合計 5.6億円

(うち当社の拠出する信託金の上限額は2.4億円、対象子会社の拠出する信託金の上限額の合計3.2億円として、各対象会社の承認決議を行うことを予定しています(5))

(5)本信託による株式取得資金並びに信託報酬及び信託費用の合算金額となります。

1事業年度当たりに付与されるポイント数の上限 183,500ポイント

(うち、1事業年度当たりに当社の取締役に付与される対象期間中の付与ポイント数の上限を78,400ポイント、対象子会社の取締役に付与されるポイント数の上限を105,100ポイントとして各対象会社の承認決議を行うことを予定しています。)

かかる決議がなされた場合、対象期間において、本信託が取得する当社株式の数は、かかる1事業年度当たりに対象取締役に対して付与するポイントの総数の上限に信託期間の年数である3を乗じた数に相当する株式数(550,500株)を上限とします。この上限株数は、上記の信託金の合計上限額を踏まえて、直近の株価水準等を参考に設定しています。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(7)の株式取得資金及び取得株数の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式(すなわち上記(6)により対象取締役に交付等が行われる前の当社株式)については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充当されます。信託報酬及び信託費用に充当された後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、対象会社及び対象取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(11) 信託期間満了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更延長及び追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	対象取締役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（予定） （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））
受益者	信託設定時に在任する対象取締役の内受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	平成29年7月3日（予定）
信託の期間	平成29年7月3日（予定）～平成32年7月末日（予定）
制度開始日	平成29年7月3日（予定） 平成30年5月1日（予定）よりポイントを付与 行使しないものとします。
議決権行使	
取得株式の種類	当社普通株式
信託金の上限額	5.6億円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
株式の取得時期	平成29年7月4日（予定）～平成29年7月末日（予定） （なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。）
株式の取得方法	株式市場より取得
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

信託関連事務	三菱UFJ信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。
株式関連事務	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

以上